

第 111 号議案

市道路線認定，廃止及び変更の件

次のとおり市道路線を認定し，廃止し，及び変更する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考			議 案 参照図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	その他	
南五葉 59号線	神戸市北区南 五葉3丁目27 番13地先	神戸市北区南 五葉3丁目27 番35地先	265.50	最大 7.20 最小 6.00		その1
妙法寺 69号線	神戸市須磨区 緑が丘2丁目 1番42地先	神戸市須磨区 緑が丘2丁目 1番47地先	101.70	6.00		その2
有瀬52 号線	神戸市西区伊 川谷町有瀬字 頭谷909番49地 先	神戸市西区伊 川谷町有瀬字 頭谷911番1地 先	83.30	6.00		その3
下谷上 7号線	神戸市北区山 田町下谷上字 澤38番地先	神戸市北区山 田町下谷上字 澤46番1地先	57.70	最大 4.23 最小 4.00		その4
二郎7 号線	神戸市北区有 野町二郎字中 667番2地先	神戸市北区有 野町二郎字小 屋ヶ谷597番9 地先	233.70	最大 33.70 最小 6.20		その5
唐櫃団 地39号 線	神戸市北区唐 櫃台3丁目 1328番1地先	神戸市北区唐 櫃台3丁目 1328番2地先	131.60	10.00		その6
唐櫃団 地40号 線	神戸市北区唐 櫃台3丁目 1328番3地先	神戸市北区唐 櫃台3丁目 1328番2地先	144.80	6.00		その6
見津が 丘26号 線	神戸市西区見 津が丘5丁目 5番4地先	神戸市西区見 津が丘5丁目 5番2地先	181.30	最大 8.00 最小 7.90		その7

2 廃止する市道路線

(1) (2)以外の廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	

有野町 合併第 177号線	神戸市北区有 野町有野字切 畑1077番1地 先	神戸市北区有 野町有野字切 畑1078番地先	8.70	1.40	その8
有野町 合併第 179号線	神戸市北区有 野町有野字切 畑1076番地先	神戸市北区有 野町有野字切 畑1079番1地 先	69.90	最大 1.40 最小 1.00	その8
神出里 126号線	神戸市西区神 出町小束野字 入道ノ鼻60番 4地先	神戸市西区神 出町小束野字 入道ノ鼻60番 1地先	50.60	最大 2.50 最小 2.20	その9
神出里 127号線	神戸市西区神 出町小束野字 入道ノ鼻515番 地先	神戸市西区神 出町小束野字 入道ノ鼻60番 1地先	15.30	1.00	その9
葺合北 14号線	神戸市中央区 宮本通7丁目 330番地先	神戸市中央区 宮本通7丁目 301番1地先	66.60	6.00	その10
道場村 第83号 線	神戸市北区道 場町生野字東 山1174番1地 先	神戸市北区道 場町生野字南 山1172番1地 先	1,017.00	1.00	その11
道場里 185号線	神戸市北区道 場町平田字大 日67番1地先	神戸市北区道 場町平田字イ ヤノ川原1131 番3地先	107.00	1.00	その12
名谷93 号線	神戸市垂水区 名谷町字猿倉 238番18地先	神戸市垂水区 名谷町字猿倉 240番1地先	117.40	1.00	その13
岩岡里 260号線	神戸市西区岩 岡町岩岡字四 ツ塚2271番2 地先	神戸市西区岩 岡町岩岡字四 ツ塚2323番1 地先	92.00	最大 2.50 最小 1.00	その14
岩岡第 142号線	神戸市西区岩 岡町岩岡字四 ツ塚2241番2 地先	神戸市西区岩 岡町岩岡字四 ツ塚2323番1 地先	38.00	1.00	その14
湊西方 面第227 号線	神戸市兵庫区 会下山町3丁 目9番地先	神戸市兵庫区 松本通8丁目 7番地先	8.20	5.20	その15

(2) 西神第3地区工業団地造成事業に伴い廃止する市道路線

西神第3地区工業団地造成事業の事業地のうち第9工区、第12工区、第13工区、第14工区及び第15工区内の従前の市道路線。ただし、見津が丘環状線、見津が丘24号線及び見津が丘25号線を除く。(議案参照図その7)

3 変更する市道路線

路線名	新旧別	起 点	終 点	備 考			議 案 参 照 図 番 号
				延長（新にあつては、 予定延長） （メートル）	延長（新にあつては、 予定幅員） （メートル）	その他	
夢野第 27号線	新	神戸市兵庫区 湊川町10丁目 23番12地先	神戸市兵庫区 湊川町10丁目 38番3地先	165.80	最大 5.00 最小 2.30		その16
	旧	神戸市兵庫区 湊川町10丁目 23番12地先	神戸市兵庫区 湊川町10丁目 38番2地先	167.30	最大 3.40 最小 2.30		

理 由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、
議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 [略]

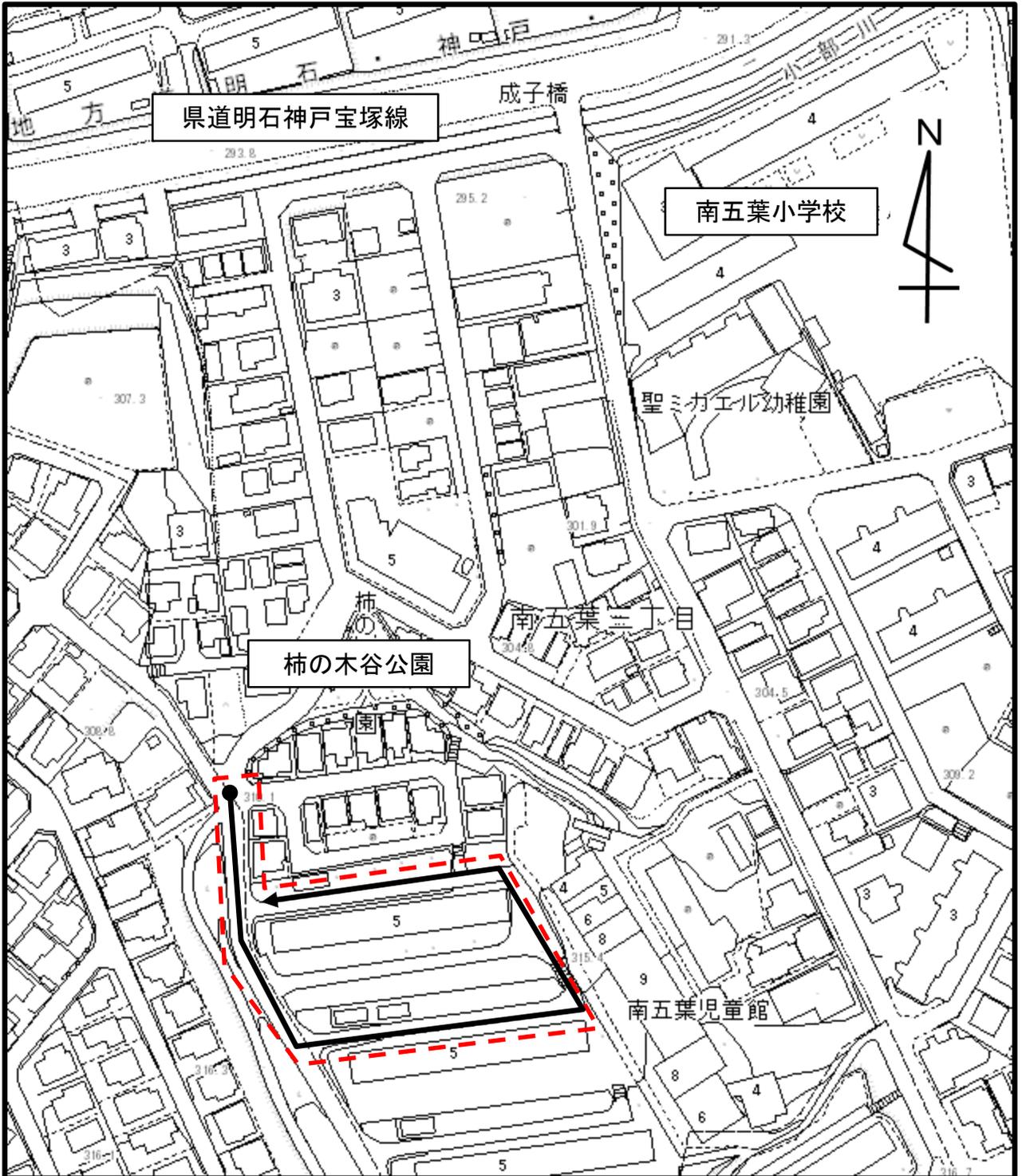
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案参照図(その1)

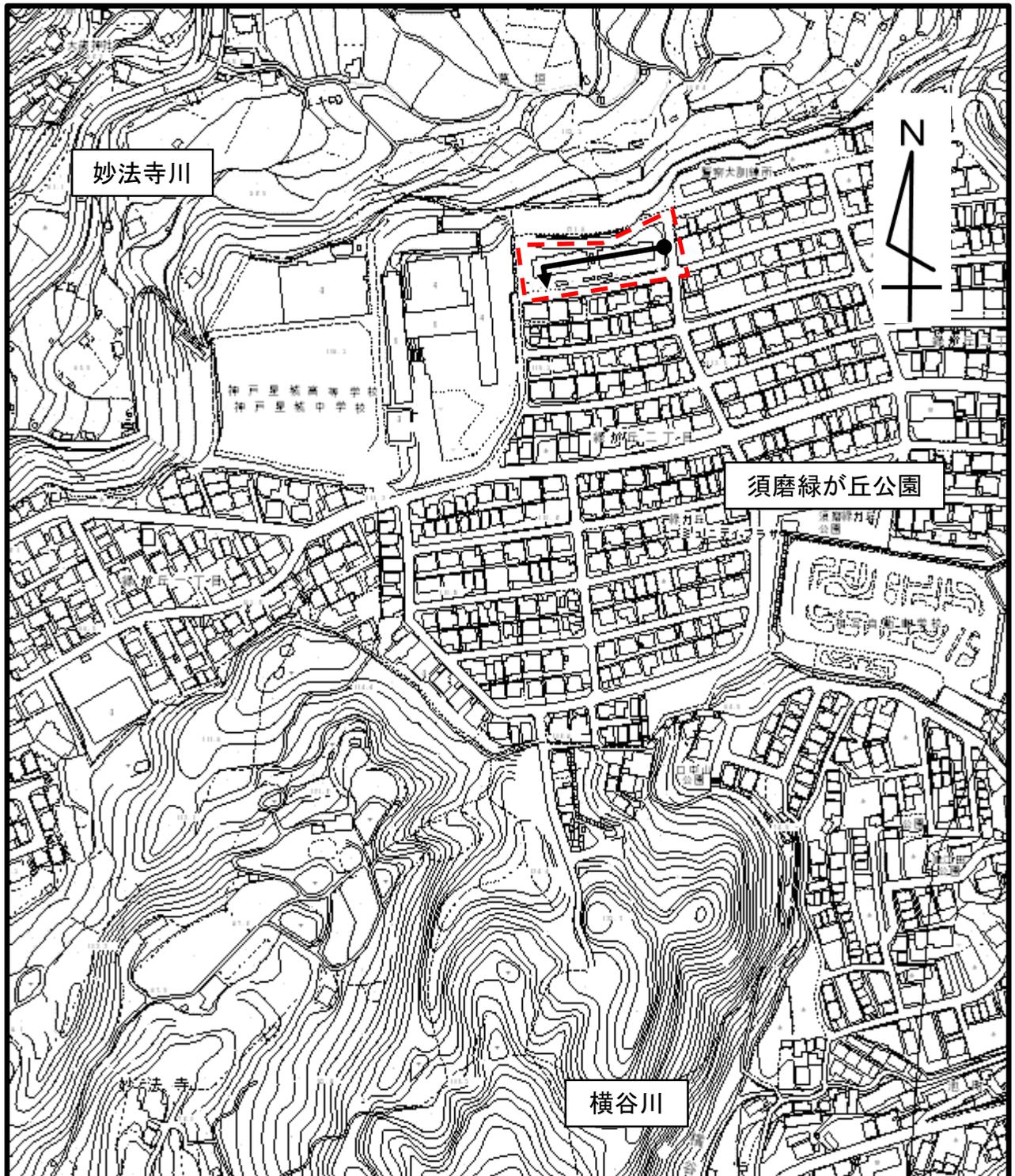


凡例

今回認定道路
(南五葉59号線)

--- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その2)

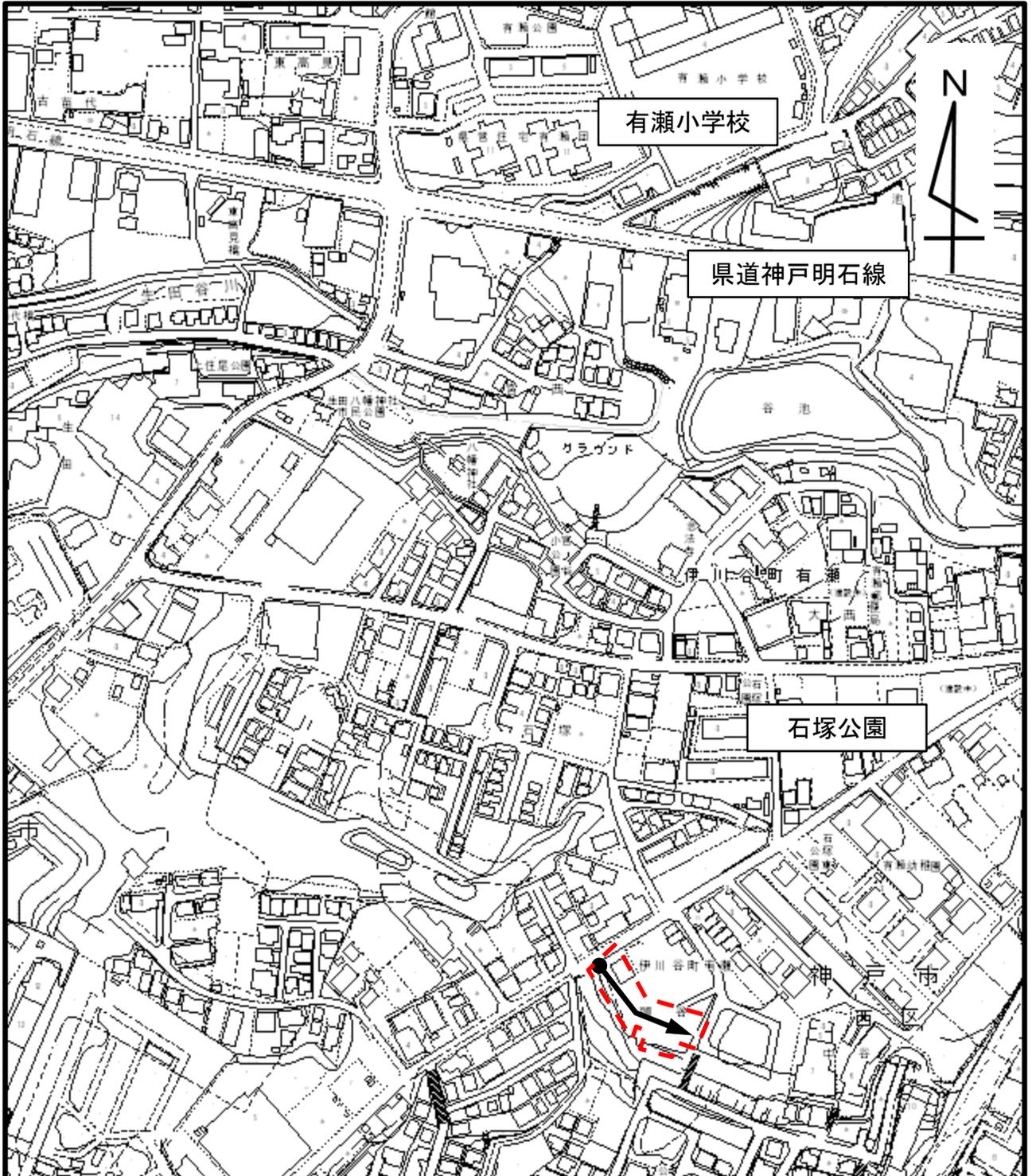


凡例

今回認定道路
(妙法寺69号線)

--- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その3)

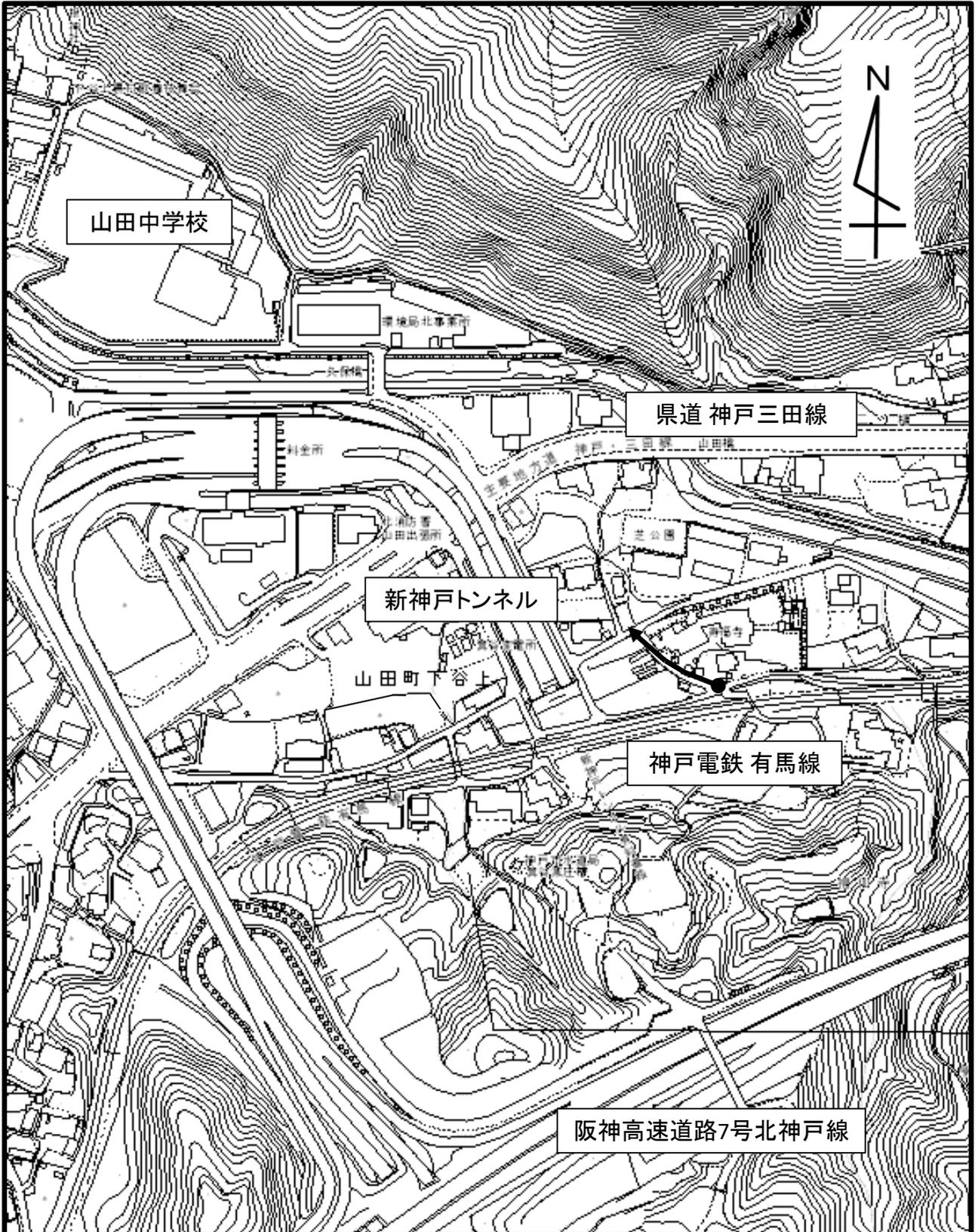


凡例

今回認定道路
(有瀬52号線)

--- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その4)

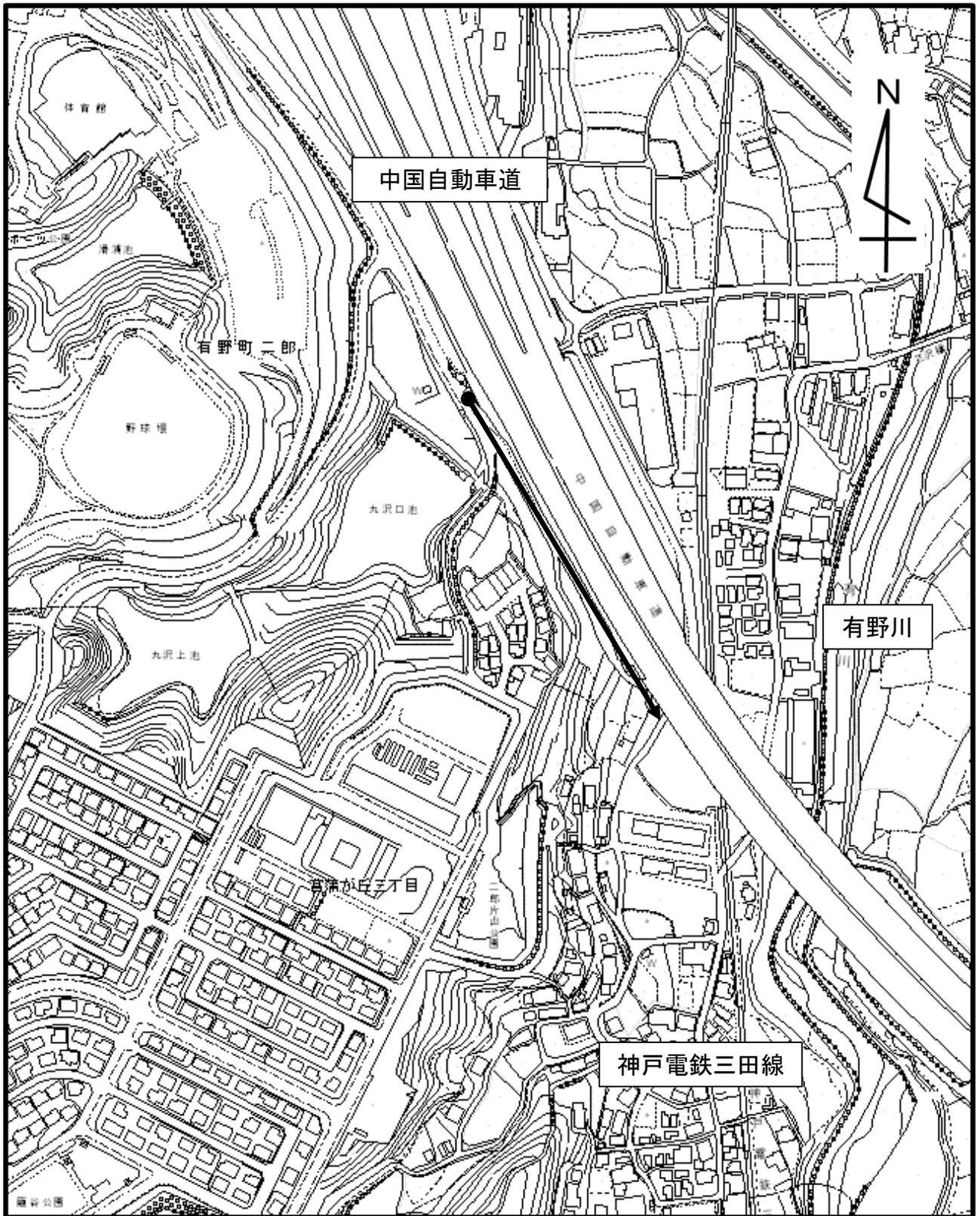


凡例



今回認定道路
(下谷上7号線)

議案参照図(その5)



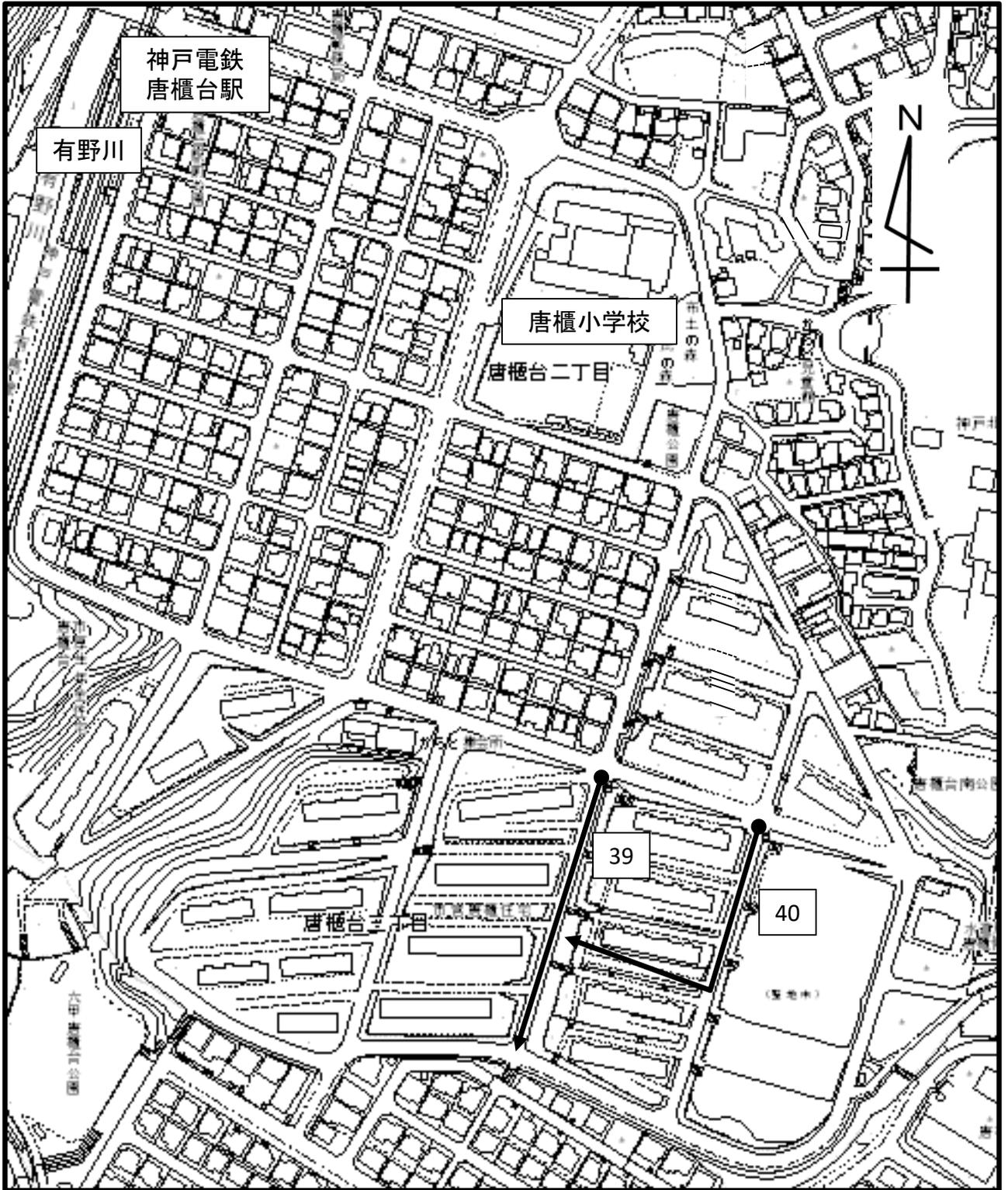
凡例



今回認定道路

(二郎7号線)

議案参照図(その6)

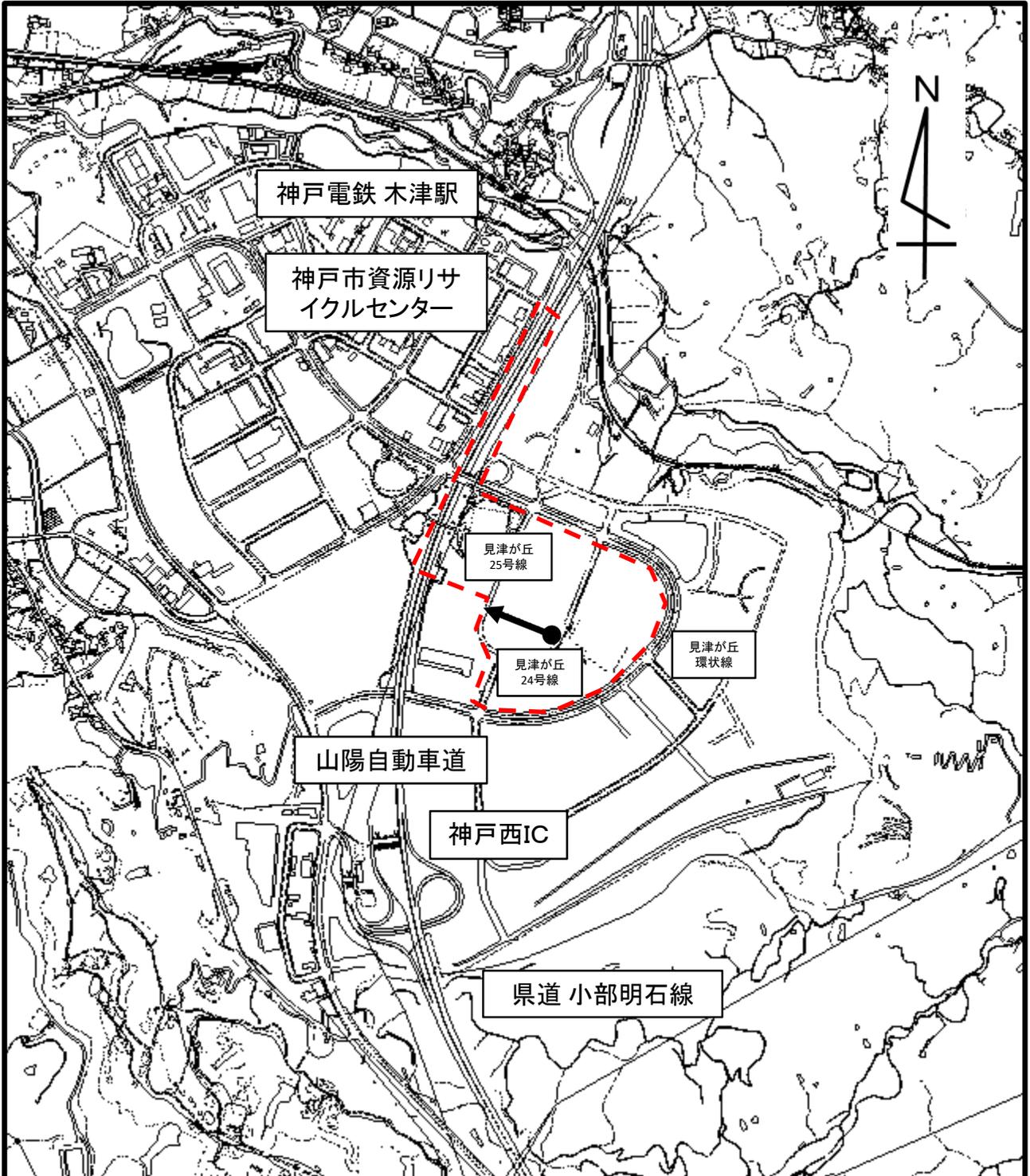


凡例

今回認定道路

●➡ (唐櫃団地39, 40号線)

議案参照図(その7)



凡例



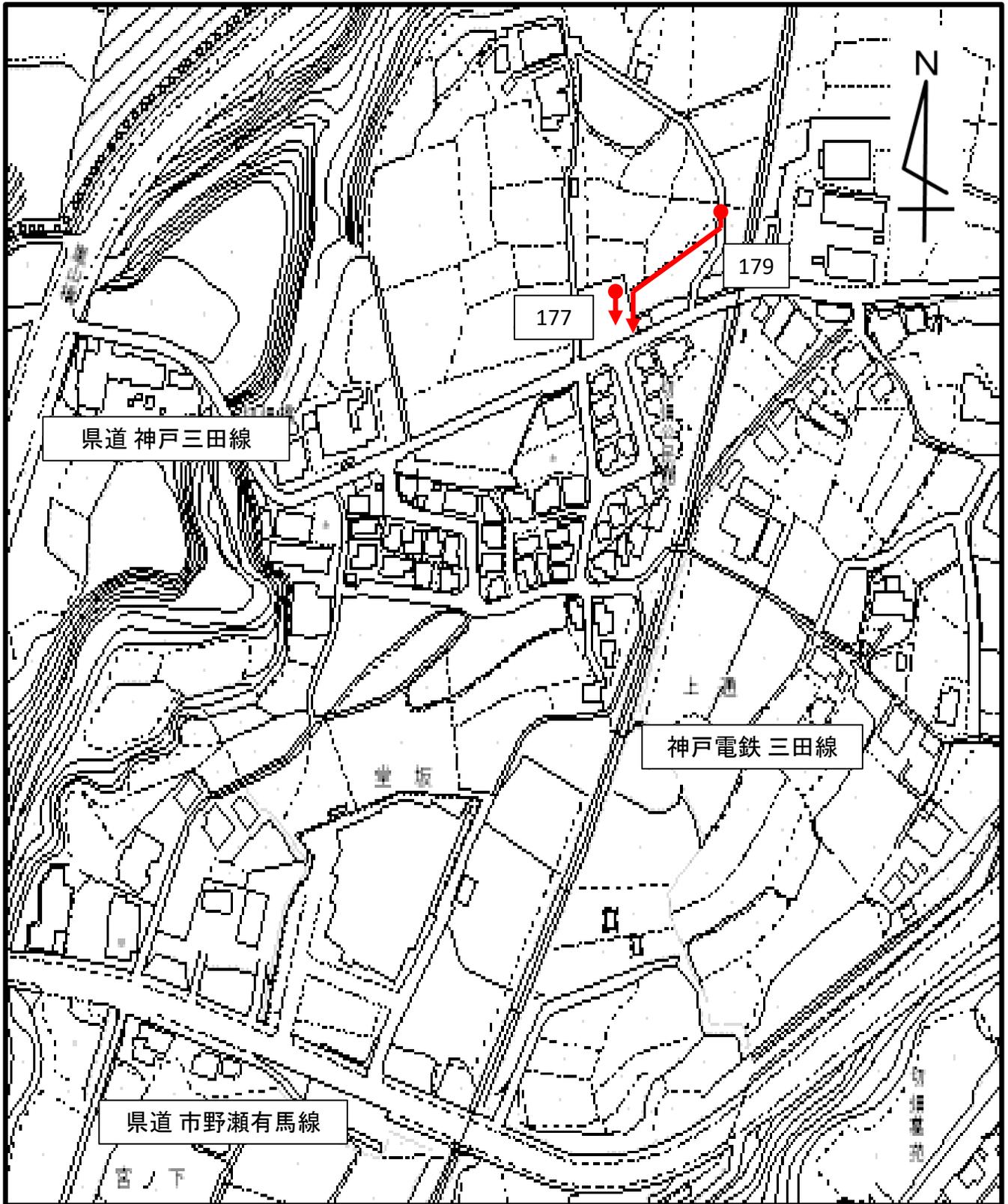
今回認定道路

(見津が丘26号線)

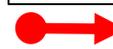


西神第3地区工業団地造成事業の事業地のうち第9工区,第12工区,第13工区,第14工区及び第15工区

議案参照図(その8)



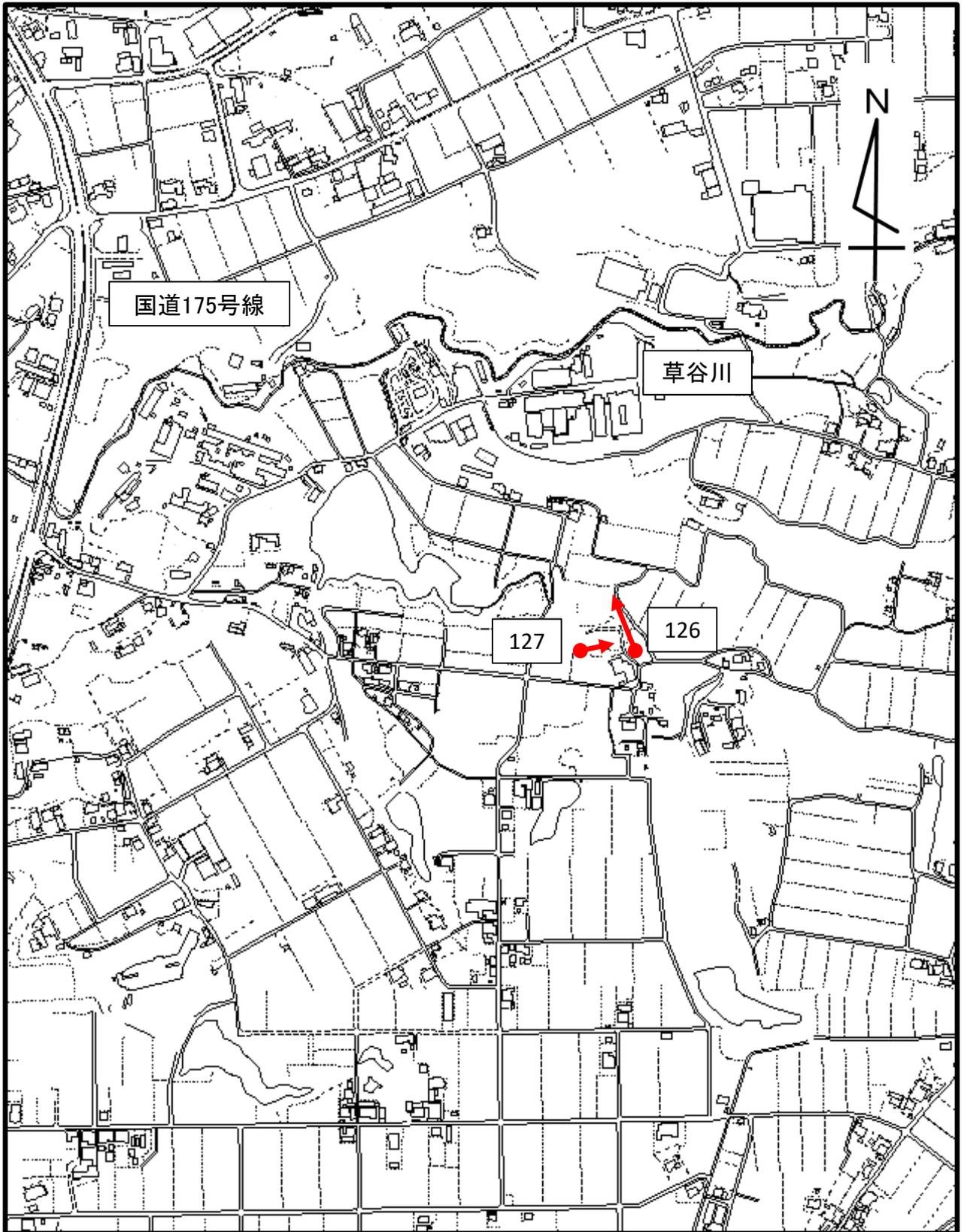
凡例



今回廃止道路

(有野町合併第177,179号線)

議案参照図(その9)

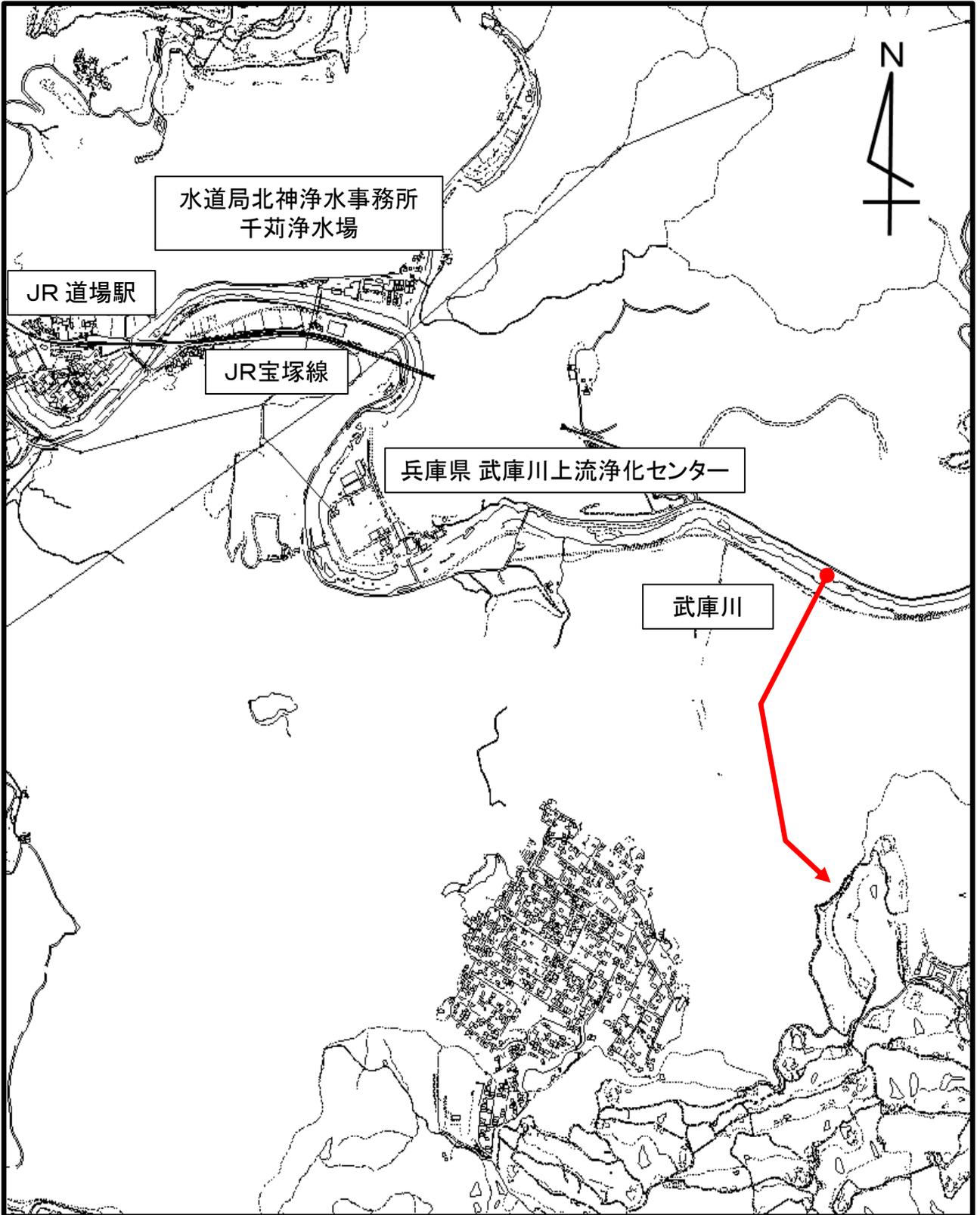


凡例



今回廃止道路
(神出里126,127号線)

議案参照図(その11)



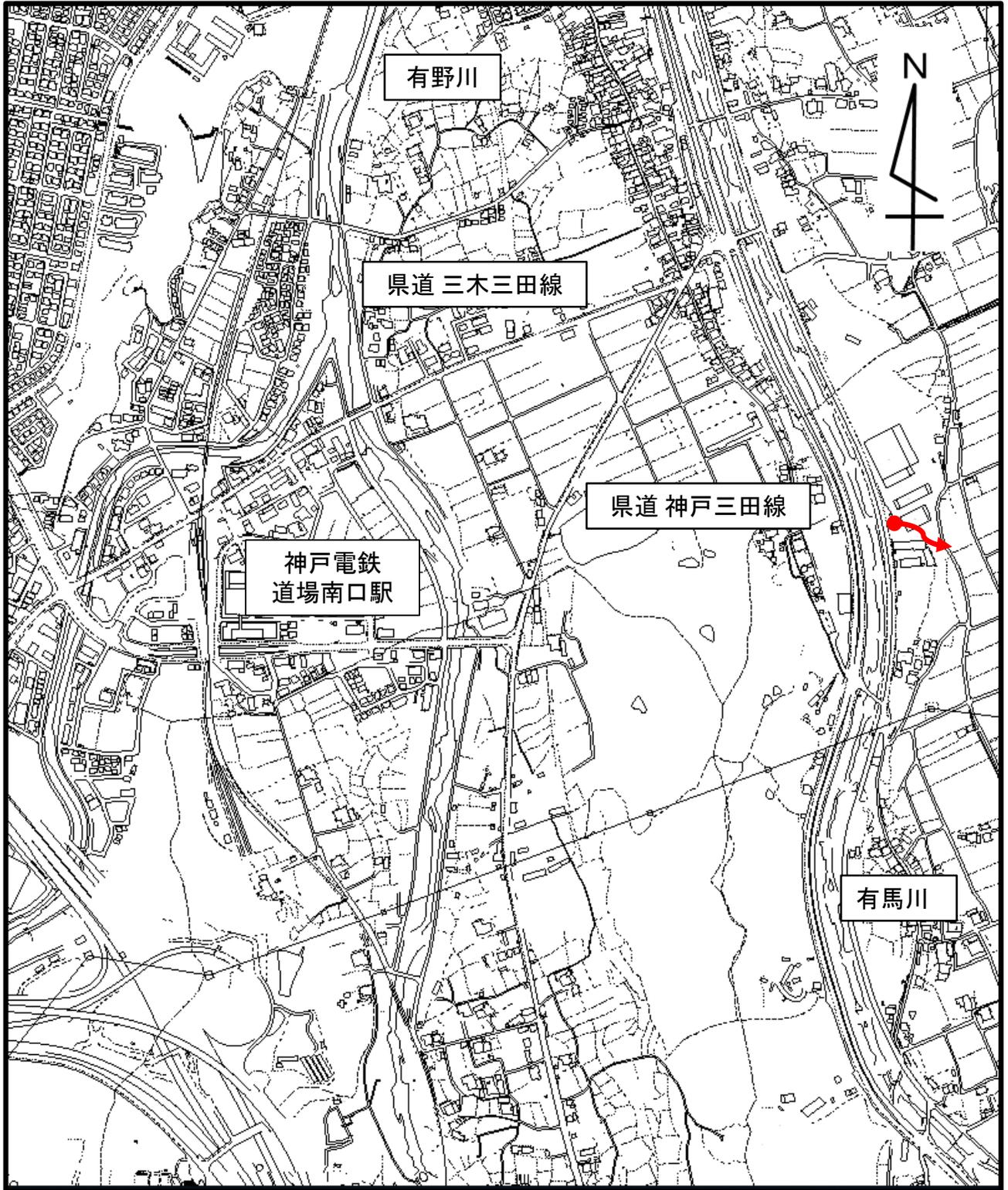
凡例



今回廃止道路

(道場村第83号線)

議案参照図(その12)



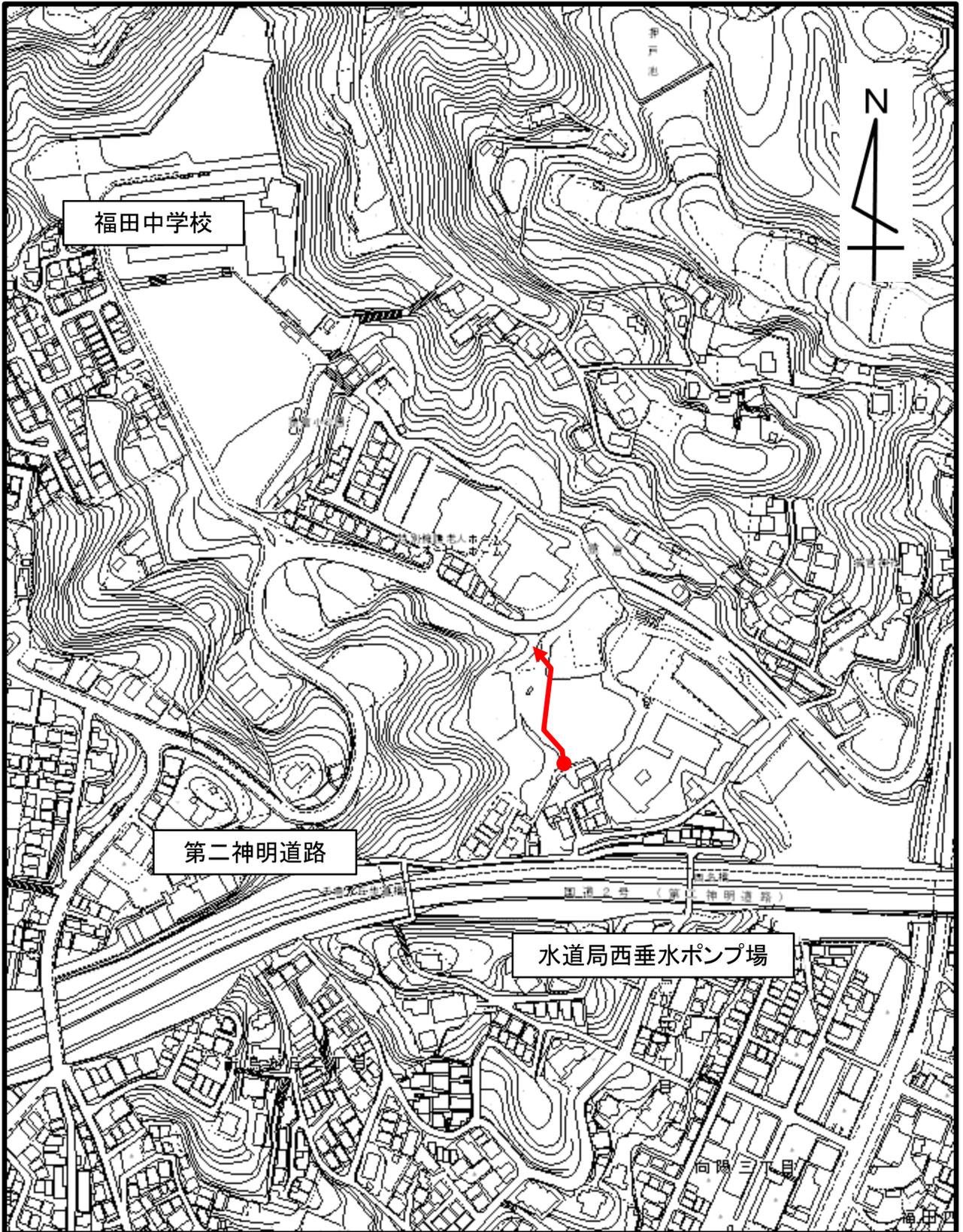
凡例



今回廃止道路

(道場里185号線)

議案参照図(その13)

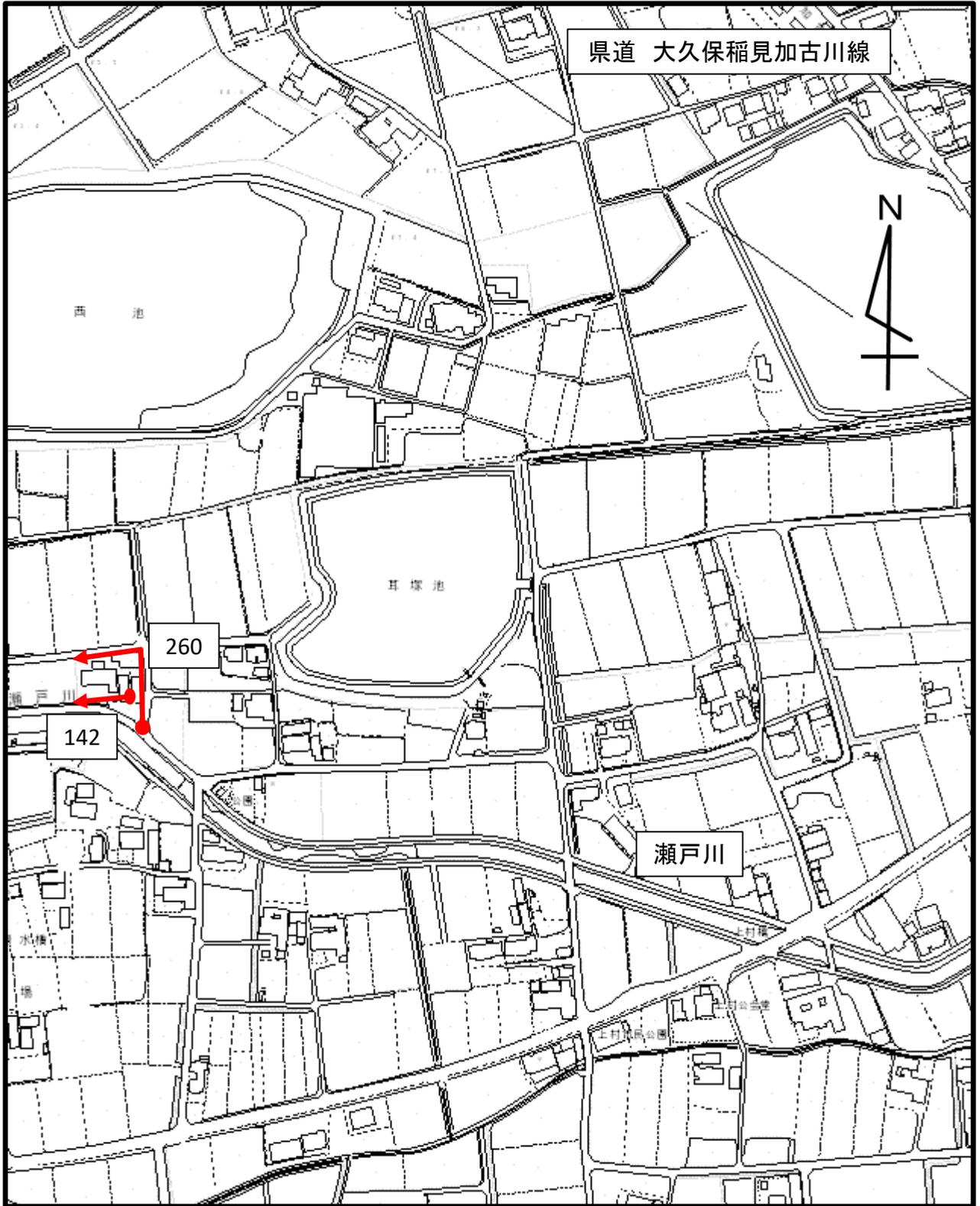


凡例



今回廃止道路
(名谷93号線)

議案参照図(その14)



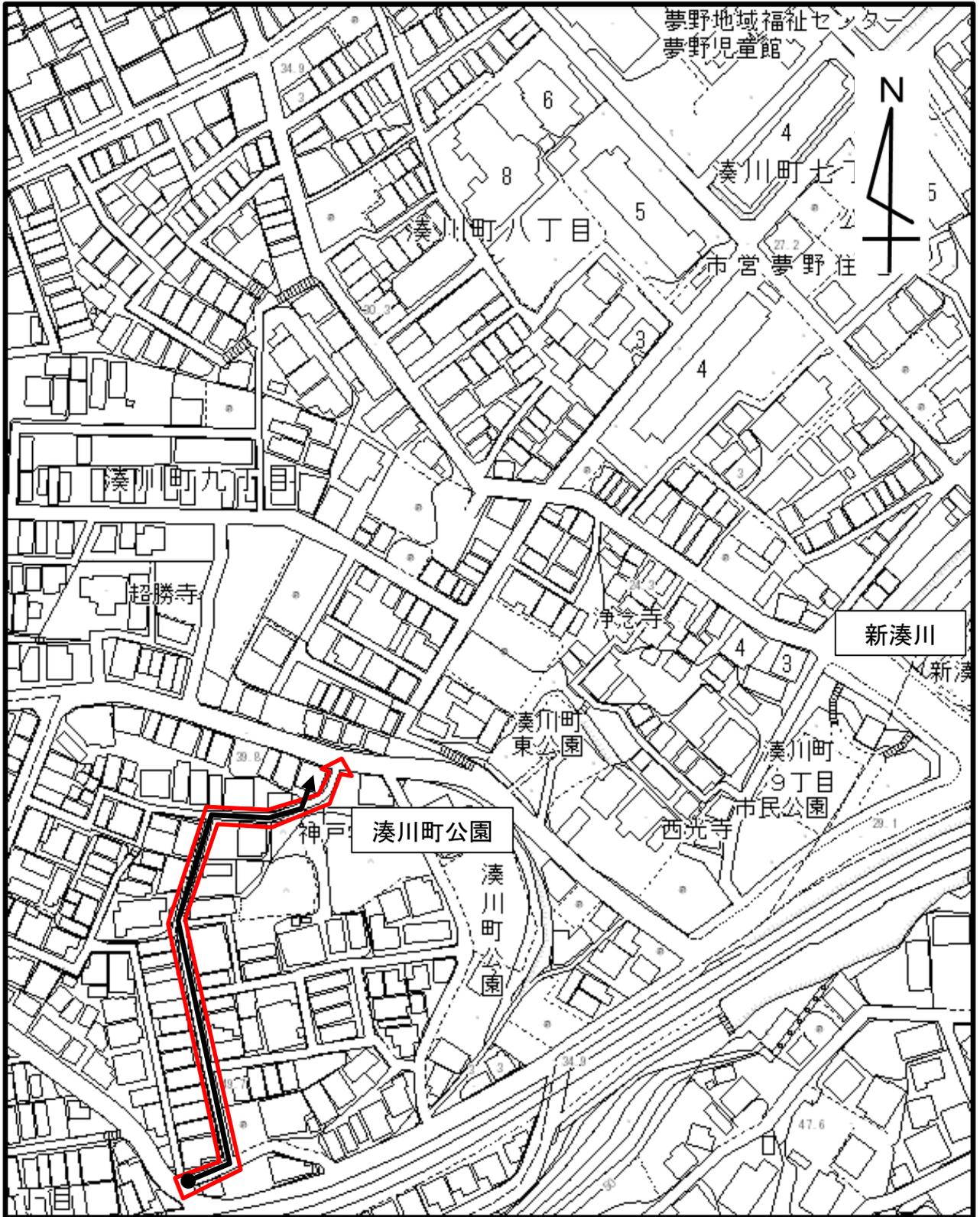
凡例



今回廃止道路

(岩岡里260号線, 岩岡第142号線)

議案参照図(その16)



凡例



変更前の路線



変更後の路線
(夢野第27号線)